



《今月の笑顔》



焼肉牛皇北野庵
(有限会社丸伊食品)

まきの ことね 牧野琴音さん
やまのい まひろ 山野井茉優さん



八王子税務署長着任インタビュー
副署長インタビュー



タックスコーナー
「重要 適格請求書発行事業者の皆様へ」



2023・2024年度地区会長・支部長・理事・部会長
「あなたの街の役員さんをご紹介します」



法人会7委員会「委員長に聞く」 後編





八王子税務署長 岩淵浩之氏

(いわぶち ひろゆき)

▼八王子税務署に着任されるまでの主なご経歴、携わってこられたお仕事についてお聞かせください。

前任は、国税庁東京派遣監督評価官室長として、国税庁から東京国税局に派遣されて、東京国税局の事務全般の監督や政策評価関係の仕事をしていました。

また、前々任は、税務署の管理運営部門を所管する東京国税局の管理運営課長をしていました。

私は、約40年の税務職員としての経歴のうち、半分の約20年を国税庁で勤務しており、平成19年の国税庁管理課課長補佐時代には、コンビニ納付やダイレクト納付の導入に担当補佐として携わりました。そのほか、国税不服審判所本部管理室補佐や税務大学校研究部教授などに加え、横浜南税務署長、豊島税務署及び相模原税務署で副署長を経験しております。

▼着任後に感じられた、八王子に対する印象や、以前から、八王子に対して持たれていたイメージのようなものはございますか。

八王子については、地名は知っていましたが、これまでほとんど訪れたことがなく、東京都心からやや離れた多摩地域の中核都市とのイメージでした。

現在、通勤で電車を利用していますが、思った以上に東京都心に近いと感じています。人口約58万人の大都会でありつつ、緑豊かな丘陵地帯など自然に恵まれており、暮らし易く心が落ち着く街との印象です。特に、観光名所である高尾山がビルが建ち並ぶ八王子中心部から近く、身近な存在であることに驚きました。

また、挨拶回り等で法人会の皆様をはじめ多くの方々とお話をさせていただきましたが、皆様が八王子に対して熱い思いを有しており、一体感が強く、協働関係がとても良いことが印象的でした。私どもも早く皆様の信頼を得て、ともに良い仕事や活動ができればと思います。

▼署長は東北のご出身と伺いました。故郷のお話をお聞かせいただけますか？

(故郷で過ごされていた時のエピソードや、ご自身の思い出はもちろん、八王子の方へ伝えたい地域の魅力や、地域の特性など、どのようなことでも結構です。)

私の出身地は、東北地方の青森県青森市となります。久方ぶりの開催で大いに盛り上がっている「八王子まつり」と同じ時期の8月上旬に、故郷の青森では「ねぶた祭り」が開催されます。夏の夜空に巨大なねぶたが明るく浮かび上がる様子は幻想的であり、ねぶたと一緒に「ラッセラー」のかけ声で跳ね踊る数千人の「跳人(ハネト)」の熱気と迫力に圧倒されます。一見の価値はありますので、機会のある方は是非ご覧ください。このほか、十和田湖や奥入瀬渓流、豊富な海の幸や温泉など見所やグルメも満載ですが、大間の本マグロは、当時、築地に直送されていたせいか、地元では食べたことがありませんでした。

▼長年、税のお仕事に関わってこられて、特に大切にされてきたこと、意識されてきたことは、どのようなことでしょうか。

私たちの社会を維持・発展させるために、「税」は必要不可欠なものです。

このため、税の執行機関である国税局や税務署では、正直者が損をすることがないように、適正・公平な課税・徴収の実現に向けて最善を尽くすことが必要です。

また、正しく税の申告・納付をしたいと考える納税者が、納得感を持ち、適正かつ円滑に手続きをしていただけるよう、不断に利便性の向上や広報の充実を図ることも重要です。いずれにしましても、国民や納税者の皆様から信頼され、良い仕事をしていると評価されるよう全力を尽くしたいと思います。

▼休日の過ごし方や、ご趣味、最近関心をお持ちのことなど、差し支えない範囲で、プライベートな部分について、お聞かせいただけますか？

吉川英治や司馬遼太郎など歴史関係の小説が好きで、戦国・江戸時代頃の小説では、八王子という地名を何度か見た記憶があります。特に、ある小説で武田信玄の娘である松姫(後の信松尼)が、織田信長の長男信忠の許嫁となり、その信忠に武田家が滅ぼされ、一族の子女を連れて現在の八王子に逃れた後、今度は本能寺の変で慕い続けた織田信忠が亡くなってしまおうという話が印象に残っていました。

今回、八王子税務署長となり、八王子の歴史に触れる中で、この話がフィクションではないことが分かりうれしく思っています。せっかく八王子に来たので、この一年、高尾山や八王子城跡など豊かな自然と歴史のある八王子をじっくり見て回りたいと思います。

▼八王子の企業経営者の方々や、八王子法人会に対して、伝えたいこと、望まれていること、期待されていることなど、お聞かせいただけますか。

八王子法人会におかれては、長年にわたり税務行政への支援を賜るとともに、今般のコロナ禍の影響で思うように事業活動ができない中でも、「租税教室への講師派遣」や「税の絵はがきコンクール」など各種事業活動に積極的に取り組んでいただいております。

私も着任して1月足らずではありますが、清宮会長をはじめ多くの法人会の皆様とお話をさせていただき、明るく活気のある会の雰囲気や会員の皆様の熱意溢れる姿に接し、大変心強く感じた次第です。

皆様方の一方ならぬご尽力に対しまして、まずは厚く御礼を申し上げます。

ところで、令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。法人会の皆様には、本制度の円滑な導入に向けて、制度の周知広報や登録申請の推進にご協力を頂いているところですが、今後は制度開始に向けて、請求書などの様式の整備や取引先との調整なども必要となって参りますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴会におかれては、会員のe-Tax利用率100%を目標に取り組んでいただいております。当税務署としても、貴会が掲げる会員利用率100%に向け、キャッシュレス納付(ダイレクト納付等)も含め、できる限りご支援して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私どもとしては、今後も八王子法人会の皆様と密に連携・協調し、長年にわたり培ってきた貴会との良好な関係を維持・発展させていきたいと考えておりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



八王子税務署 法人課税担当副署長 三浦雄二氏

(みうら ゆうじ)

▼副署長は、7月から2年目となりました。

この1年間、八王子法人会の活動や、地域の企業をご覧になられて、印象に残ったことをお聞かせください。

会員数も多く、地域に密着し、皆様が一致団結して幅広い事業に非常に活発に熱心に取り組んでおられます。税務行政へのご理解ご支援や社会貢献活動へのご尽力など、只々敬意と感謝の気持ちを抱くばかりですし、改めて厚く御礼を申し上げます。

理事会や各委員会、各部会等に出席させていただきましたが、活動に熱心な方々ばかりで八王子の夏の猛暑にも勝る熱い議論がなされています。八王子愛に溢れ、人のつながりも強く、強烈なチームワークと組織力を感じております。

地域の企業については、ものづくりをはじめとして、魅力に富んだ様々な業種の企業があり、また、歴史の長い企業が多いという印象です。

話がそれますが、八王子はとにかく暑い！冬はものすごく寒かった！八王子特有の気候を実感しています。

▼昨年の着任インタビューでは、感染症終息に伴う経済活動や日常生活の正常化への期待を話されていましたが、法人会活動を含め、社会全体のこの1年の環境の変化について、どのように感じていますか？

5月にコロナの分類が2類から5類に引き下げられ、社会活動においても概ね制約のない状況となりました。

これまで、職員ですら素顔を知らないまま異動というようなこともありましたが、ようやくマスクを外し素顔で接することができるようになり、当方の会合出席に関する一定の制限もなくなったことで、会の皆様とより緊密な連携協調関係を築いていきたいと考えております。

停滞していた経済状況も復調傾向にあると認識していますが、一方で為替変動や物価高騰、人手不足などの現実があり、依然として厳しい状況が続いていると思います。落ち着いた安心安定の社会を期待したいと考えております。

▼これまで、東京国税局や名古屋国税局で長年、査察のお仕事を経験して来られました。法人会のような民間団体と接することの多い現在のお仕事は、その対極にあるように思えますが、副署長ご自身は、どのように感じていらっしゃいますか？

関係民間団体の方々の献身的な活動には本当に頭が下がります。八王子愛に溢れる多くの方々と接することができ、学ぶことが多く、楽しい思いをさせていただいております。

残念ながら、査察等の専門業務を担当する上では、法人会の方々と接する機会はなく、業務上やむなしというところです。ですが、どのような業務であれ、人や物事に真摯に向き合い、また、社会をより良くしようとする法人会の皆様同様の精神で、職務に取り組んでいかなければならないと考えております。

▼着任された直後、八王子市内を散策されて、歴史や文化に触れることができたと話されていましたが、この1年間、そのような機会を持つことはできましたでしょうか？

高尾山に2度（いずれもケーブルカー利用ですが）行きました。1度目はあいにくの天候で頂上まで霧で真っ白でしたが、2度目は快晴で市内も一望でき、素晴らしい景色と自然を味わうことができました。また、八王子城址や片倉城址、いちようまつりや八王子流鏑馬などのイベントにも行きました。

今年は、4年ぶりに開催された八王子まつりを楽しませていただきました。更に八王子を探検し、より深く八王子を知りたいと思っています。

▼いよいよインボイス制度のスタートまで秒読み段階となりました。これまで非課税事業者であった法人会も適格請求書発行事業者の登録をいたしました、国税当局の立場から準備を進めて来られた感想や、八王子の企業に対するメッセージがございましたらお聞かせください。

これまで制度周知等に試行錯誤しながら取り組んで参りましたが、会の皆様の周知広報活動などへのご理解とご協力により、適格請求書発行事業者の登録状況を含めて何とか順調に進んでおります。また、法人会の登録についてもご検討とご対応をいただきました。

今後も、説明会や登録要否相談会、制度スタート後の申告相談等に取り組んで参りますが、周知広報のお願いや制度の円滑なスタートに向けたご準備を含め、引き続きご支援ご協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

また、e-Taxやキャッシュレス納付の利用推進などにも、重ねてご協力をお願い申し上げます。

■ 八王子税務署法人関係異動情報 (抜粋・敬称略)



法人課税第1部門
統括官

下倉貴幸

(しもくら たかゆき)

(前任) 大月署法人1統括官



法人課税第2部門
統括官

原田千登勢

(はらだ ちとせ)

(前任) 王子署法人2統括官



法人課税第2部門
上席審理官

召田貴士

(めすだ たかし)

(前任) 川崎北署法人2上席



法人課税第1部門
審理官

渡邊伯人

(わたなべ のりひと)

留任



法人課税第1部門
審理官

西尾有加

(にしお ゆか)

留任

委員長に聞く

後編

前号に引き続き、各委員会の委員長にお伺いした、今後の活動に対する抱負をご紹介します。今回は、吉野税制委員長、相澤厚生委員長、飯沢社会貢献委員長にご登場いただきました。

税制委員長【2期目】

吉野 孝典 氏

吉野化成 株式会社



税制改正要望活動を通して
中小企業が経営しやすい
環境づくりを進めたい

Q 1期目では、税制改正要望で中小企業への配慮を強く求めました。この思いは？

税制という制度そのものや、増税、減税の話に終始しがちですが、まずは、会員の主体である中小企業が「経営しやすい環境を作る」という視点を第一に、これまで取り組んで参りました。

大幅な引き上げが続く最低賃金、原材料費や電力費の高騰、大企業との利益格差など、中小企業の負担は増えています。今後とも、こうした状況の緩和、救済が必要と考えており、その一助となるような税制改正要望を展開したいですね。

Q より良い税制、公平な税制の実現に向け、会員の皆さまに訴えたいことは？

税制委員だけで考えるのではなく、会員の皆様からのご意見をより強く、反映させていきたいですね。そのためにも、税制改正のアンケート等に対しては、より多くのご意見をお寄せいただきたいと思っています。

Q 2期目に向けて力を注いでいきたいと思われる点について、お聞かせください。

個々の税制を論じるよりも、より良い中小企業経営のためには、どのような税制改正が必要なのかといった視点で考えていきたいですね。我々も税制の専門家ではありませんので、税理士を招いて委員研修を行うなど、自らも知識を深めていきたいと思えます。この他、税に関する啓発キャッチコピーの募集なども当委員会の担当です。一つひとつの事業に磨きをかけ、会員の皆さまにお応えしていければと思っています。

厚生委員長【1期目】

相澤 均 氏

オールライフ 株式会社



法人会会員でよかった！
そう感じてもらえるような
厚生制度の展開を目標に

Q 副委員長として委員会活動を熟知された上で委員長に就任。抱負をお聞かせください。

企業が安定して繁栄するためには、様々なリスクを伴います。それらをカバーするのに重要な企業向けの補償制度や、役員や従業員の健康増進への支援、余暇や生活支援としての各種会員優待サービスなどの提供が厚生委員会にとって大切な役割であると考えています。

山田前委員長のもとで副委員長を務めさせていただいた経験を糧に、新しい発想も取り入れながら、活動を進めて参りたいと思えます。

Q 会員優待サービスについて今後に向けたお考えは？

会員に対する優待サービスは、八王子市内でも各種団体が実施していると思います。こうした中、「やっぱり、法人会の会員で良かった」と思っていただけのように、他と差別化できるようなサービス、優待事業を展開できればと考えています。

Q 厚生委員会としては、福利厚生制度受託会社（保険会社）との連携も重要となります。

まずは、会員の皆さまに、法人会と福利厚生制度受託会社（大同生命、A I G損害保険、アフラック）との関係性を正しくご理解いただくことが大切だと考えています。そのためには、当委員会として、しっかりとしたPR活動を進める必要があります。その上で、受託会社との連携を密にしながら、新しい制度商品の内容等を早々に取得し、会員企業の皆さまに情報提供していくことが必要と考えております。

社会貢献委員長【1期目】

飯 沢 宗 光 氏

成光運輸 株式会社



社会貢献活動は
企業にとって重要な要素
新たな活動にも挑戦を

Q 研修委員長を長年経験され、社会貢献委員長に就任されました。抱負をお聞かせください。

企業活動においては、目先の利益ばかりでなく社会に役立つと思える活動を実践することも必要であると思います。今回、委員長にご指名頂いた社会貢献委員会は、まさにこうした活動を担う委員会です。企業としての社会貢献活動について、常に情報を収集し、会員企業の皆様が社会のために、「一役買っている」と感じられるような事業を考えて行きたいと思っています。そのために、山本前委員長が築いてきたものを大切に、委員の方々の知恵もお借りして、従来のものに加え、新しい活動にも挑戦できればと思います。

Q 研修委員長時代のご経験をどのように活かされますか？

研修委員会は、研修会の企画が役割でしたので、少しでも多くの方に参加してもらえるように心掛け、研修会場では受講者の様子を拝見し、常に次回に向けての改善点を考えました。こうした経験を今期に活かすことができるよう、努力したいと思います。

Q 法人会の社会貢献活動のひとつ、環境問題には、どのように取り組まれますか？

環境や自然保護への活動は、企業、個人の社会貢献活動の一つです。当法人会では、東京都条例に基づく、「地球温暖化対策報告書」を毎年、会員をはじめとする市内の事業所に提出して頂いています。より多くの企業の方々が、温暖化防止に対する意識を高め、日々、節電等に取り組んでいただき、報告書の提出に取り組んでもらえるよう、呼びかけを強化していきたいと思っています。

また、八王子市地球温暖化防止活動推進センター「クールセンター八王子」との共同事業などについても、検討していきたいと考えています。

* 飯沢宗光氏は2017年度より研修委員長を務めており、委員長としては4期目となります。

* 総務財政委員会・神田康裕委員長、組織委員会・森屋義政委員長、広報委員会・小林一仁委員長、研修委員会・萩生田豊委員長は前編として、8月号でご紹介しています。

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求:
お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



あなたの街の役員さんをご紹介します

西部地区



地区会長〔常任理事〕
堀 尚久
滝山商事(株)
地区：221社



第1支部長〔理事〕
甲斐康次郎
(有)大輝ハウジング
87社/ 犬目 橋原 清川



第2支部長
森 靖典
(有)森たたみ店
70社/ 上川 川口



第3支部長〔理事〕
石森往裕
(有)ヒュペリオン
64社/ 泉 上巻分方 諏訪 四谷



地区会長〔常任理事〕
村田利夫
(株)ムラタ
地区：222社



第1支部長〔理事〕
坂本光右
(株)大東建物管理
105社/ 叶谷 大楽寺 横川



第2支部長〔理事〕
小塚吉治
(有)コツカ
117社/ 川 武分方 元八王子



地区会長〔常任理事〕
久保英生
(有)スピカ
地区：133社



第1支部長
石野貴一
(株)母の手
64社/ 西寺方 美山



第2支部長
島田勝弘
日本ヒート加工(株)
69社/ 小津 上恩方 下恩方



〔理事〕
高足明夫
(有)成光堂印刷

多賀地区



地区会長〔常任理事〕
齊藤万理子
びおら(株)
地区：96社



第1支部長〔理事〕
天野 仁
(株)天野家具
50社/ 小門 八幡



第2支部長
戸田梅子
(株)戸田工務店
46社/ 追分 日吉 八木



地区会長〔常任理事〕
新井 登
(株)新井屋商事
地区：138社



第1支部長
中嶋廣一
(株)住まいの東城
57社/ 元本郷



第2支部長〔理事〕
八木隆一郎
(株)八木
81社/ 平岡 本郷 大横本



地区会長〔常任理事〕
藤井信男
(株)藤井商店
地区：185社



第1支部長〔理事〕
山本法史
社会保険労務士法人 山本労務
77社/ 新田 元横山



第2支部長〔理事〕
太田敏夫
(一財)仁和会
108社/ 明神

本部地区

東地区

中央地区



地区会長〔常任理事〕
新井貫仁
(有)新永商事
地区：259社



第1支部長〔理事〕
宮腰 満
(有)千島商会
104社/ 旭 東 中 三崎



第2支部長〔理事〕
小俣能範
うさぎや(株)
155社/ 横山 寺 天神 南 南新 八日



地区会長〔常任理事〕
金林鐘一
(株)金林商店
地区：205社



第1支部長
國田康司
(株)高尾印刷
51社/ 南浅川 裏高尾 高尾 西浅川 初沢



第2支部長〔理事〕
青木耕三
(有)花新
81社/ 狭間 東浅川 めじろ台 山田



第3支部長〔理事〕
浅野 武
アイテレコム(株)
73社/ 棚田 寺田 大船 館



地区会長〔常任理事〕
原田純子
(株)メルヘン
地区：156社



第1支部長
栞田 彰
(有)クワタハウジング
40社/ 並木 長房 廿里 城山手



第2支部長
田之倉 實
京西電機(株)
55社/ 千人



第3支部長〔理事〕
大木健次
(株)タクト
61社/ 散田

高尾地区

西几地区



◇八王子法人会活動の原動力となつてご活躍頂く地区会長、支部長、部会長、本部理事をご紹介します。

任期はいずれも2年間となります。

◇地区支部・部会主催の各事業へ、会員の皆様のご意見、ご希望などお寄せください。

(氏名敬称略/会員数は2022年度末)



北地区

地区会長〔常任理事〕
黒澤真一
黒富織物(株)
地区：264社

第1支部長
荒井幸男
豊産業(有)
64社/中野上

第2支部長〔理事〕
高橋 誠
東新プラスチック(株)
87社/中野 眺 中野山王

第3支部長〔理事〕
内野徳昭
内野製作所
113社/大和田

地区会長〔常任理事〕
尾島 剛
株デカルジャパン
地区：170社

第1支部長
池田 勝
有Kei. フラワー
97社/上野台 緑万

第2支部長〔理事〕
三浦佳織
株タウンツアーズ八王子支店
73社/子安

青年部会

部会長〔理事〕
小松政志
株高尾輸送サービス
254社

加住地区

地区会長〔常任理事〕
萩原良夫
株カーライフハギワラ
地区：117社

第1支部長
天野登正
有(株)天野植木
58社/丹木 谷野 戸吹 宮下 加住 高月

第2支部長〔理事〕
角澤重男
株角澤商店
59社/左入 瀧山 梅坪 みつ台 尾崎

北八王子地区

地区会長〔常任理事〕
諸星隆之
株H&C
地区：178社

第1支部長〔理事〕
沖崎金光
株東光通商
55社/宇津木 久保山 小宮 平 丸山

第2支部長〔理事〕
内田幸太郎
有(株)丸伊食品
123社/石川 大谷 高倉 富士見

女性部会

部会長〔理事〕
小林千恵子
株デイテク
178社

源泉部会

部会長〔理事〕
水上浩司
株ミナカミ
110社

由井地区

地区会長〔常任理事〕
小山 晶
有(株)小山自動車
地区：231社

第1支部長〔理事〕
伊藤 学
株 茶 山
60社/北野

第2支部長
高橋盛二郎
富士総合設備(株)
67社/打越 北野台 絹ヶ丘 長沼

第3支部長
臼井 勝
株大勝運輸
104社/宇津貫 片倉 みなみ野 西片倉 七国 兵衛

〔理事〕
古里恵二
有(株)ザトベック

由木地区

地区会長〔常任理事〕
戸村 収
株三洋プリント
地区：252社

第1支部長〔理事〕
八島國男
株エーデン
70社/上柚木 下柚木 中山 南陽台 鎌水

第2支部長
野口 修
有(株)精美堂
66社/越野 松木 南大沢

第3支部長〔理事〕
小林正剛
株レミックス
56社/東中野 別所 堀之内

第4支部長
清水 豊
有(株)豊栄タイヤ商会
60社/大塚 鹿島 松が谷

重要

適格請求書発行事業者の皆様へ

○ 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

国税庁適格請求書
発行事業者公表サイト



また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

1

○ **適格請求書の交付**

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

○ **適格返還請求書の交付**

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

○ **修正した適格請求書の交付**

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

○ **写しの保存**

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。
（裏面も併せてご覧ください。）

○ 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 ^(※1) 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※2) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※2)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※3) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 法人について、「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」に異動があり、その旨を記載した異動届出書を提出した場合、提出を省略することができます。

※2 令和5年10月1日以降の手続となります。

※3 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

税務署長は、次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑤ 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



(国税庁 法人番号7000012050002)

2023.5

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

○ 消費税の申告について

適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

なお、個人事業者の方は、「確定申告等作成コーナー」により消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）があればe-Tax（電子申告）による提出が可能です。

確定申告書等
作成コーナー



○ 中小事業者の方へ

免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置（2割特例）**が設けられています。

○ 2割特例による計算方法

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の
2割

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 80% = 56万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 56万円（仕入税額） = 14万円（納付税額）

免税事業者向け
リーフレット



【ポイント】 ①この特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の方などが対象です。

②適用期間は、**令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日**の属する課税期間です。

③事前の届出書を提出する必要はありません。

(参考) 簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

(例) サービス業
の場合は50%

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 50% = 35万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 35万円（仕入税額） = 35万円（納付税額）

簡易課税制度の
事業区分の表



【ポイント】 ①事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。

②基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、Q & A、説明会、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等を掲載しています。

○ 制度についてのお問い合わせは

- 一般的なご質問 ⇒ チャットボット（AIを活用して24時間自動でお答えします）
インボイスコールセンター 0120-205-553【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 個別のご相談 ⇒ 所轄の税務署（事前に日時をご予約の上、ご相談ください）
※ お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

インボイス制度
特設サイト



チャットボットは
こちらから



(国税庁 法人番号7000012050002)

2023.5

キラリ輝く！ 会員企業



Vol 39

地域貢献を大切に 1歩先行くタイヤショップ！

今回ご紹介するのは、野猿街道・帝京大学東交差点前でタイヤショップを展開する有限会社豊栄タイヤ商会です。

「1歩先行くタイヤショップ」をモットーに経営に取り組む清水社長。近隣の方を中心とする固定客が多い中、地域のイベントが開かれる際には敷地やトイレを開放するなど、地元貢献する姿勢を常に大切にしています。

パンク修理や、夏タイヤと冬タイヤの履き替えなども、気軽に依頼できるお店として親しまれています。

創業のきっかけは アルバイト時代の経験

帝京大学や中央大学などに近い場所に立地。以前は大学生のお客様も多かったのですが、若者のクルマ離れの影響から、最近では来店する学生は減っていると言います。

隣接する町田市内では、別法人により、「タイヤ館多摩境」を運営。八王子のお客様の車検の依頼を同店に引き継ぐなどの連携を図っています。

ガソリンスタンドでアルバイトをしていた当時、数多くのタイヤを販売した経験が、清水社長が現在の仕事を始めようと思ったきっかけのひとつ。オートショップや、インターネット販売などとのシェア争いがある中、地元密着のタイヤショップならではの接客でお客様にお応えしています。



野猿街道沿いの看板が目印です



「お気軽にお立ち寄りください」(清水社長)



お客様のニーズにお応えできるタイヤ交換用ピット

〒192-0352
八王子市大塚481
TEL:042-676-5260
FAX:042-676-5269

営業時間
平日: 9:00~18:00
日曜祝日: 10:00~17:00
定休日: 火曜(年末年始、GW、お盆は休業あり)



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



- ▼今月の笑顔は、『焼肉牛皇北野庵』を訪問し、代表取締役の内田幸太郎さんと、山野井茉優さん、牧野琴音さんにお話を伺いました。
- ▼『焼肉牛皇石川庵』と2店舗の焼肉店を経営する『有限会社丸伊食品』は、内田社長が自社内で精肉した新鮮なお肉を提供しています。
- ▼お店のホールスタッフの顔として支える山野井さんと牧野さん。3年近くの経験がある二人は、飲み物の調合と食事の提供から後片付けまで行ない、内田社長が不在の時もお店の営業を任せられます。「笑顔で接客しよう心がけています。常連のお客様も多く、お顔を覚えて頂きコミュニケーションを取り接客を行うことが楽しいです」(山野井さん)「声のトーンを上げて、常連のお客様のお名前を覚えるようにしています」(牧野さん)「従業員同士の仲もよく、みんなで食事を行ったりすることもあります」(牧野さん)
- ▼大学生として学生生活も楽しむお二人は、「二人ともK-POPの、『ITZY』をよく聴きます。ライブに行きますね」(山野井さん、牧野さん)「ダンスが好きでサークルにも入っています」(山野井さん)
- ▼「2人はお客様の評判も良く、頑張ってくれており、お店の軸として信頼しています」(内田社長)
- ▼「ここ最近内装も変えており、タッチパネル式のオーダーシステムを取り入れていますので、非接触で注文しやすくなっています。新鮮なお肉、週替わりなお



代表取締役
まきの ことね 牧野琴音さん
うちだ こうたろう 内田幸太郎さん
やまの い まひろ 山野井茉優さん

おすすめメニューを入れ替えており、旬なメニューを取り揃えています。皆様のお越しをお待ちしています
(内田社長)

〒192-0906
八王子市北野町536-11
電話：042-656-0770
営業時間：17:00～22:00
定休日：月曜日



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮 仁	発行日	令和5年9月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林 一仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会				東京都八王子市南町9-8
第48巻	第6号通	巻514号	電話(042)625-4875(代)	FAX(042)625-0566	電話(042)626-2600(代)

ステゴビル

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

和名は捨子ビルで、食用にならないで捨ててしまっただろうヒル（ネギ、ニンニクなどの総称）ということからつけられた名前。原野にやまれに見られる多年草。

関東地方から近畿地方に生えるところがあるが、多摩地方ではあきる野市の五日市地区などの農家のまわりの畑わきや、主として土手のようなところに見られる。それほどどこにでも見られるものではない。その産する場所は植物好きの方に知られていることが多いようだ。葉は少数で、みな根生し、秋に芽を出して、つ

ぎの真夏にむかつて枯れる。葉は細い線形で長さ30センチほどになる。多肉質で主脈は隆起する。

葉の枯れた後、秋近く、高さ20センチほどの花茎をのばし、その先に5〜6本の花柄を散形につけ、白い花を上向きに開く。花びらは6個で広鐘形。ときに紅紫色のぼかしのあるものもある。雄しべ6個は短く、花びらの半分の長さしかない。果実は扁球形で3つの隆起があり、先はくぼむ。ネギの臭さはほとんどない。

